

港区立児童発達支援センター条例等の一部を改正する条例

本案は、「児童福祉法」の一部改正に伴い、引用している条項番号の変更等をするものです。

【法改正の背景】

子育てに困難を抱える世帯の状況等を踏まえ、区市町村における子育て家庭への支援の充実等を内容とする法改正が行われました。

この中で、障害児が身近な地域で支援を受けられる体制整備を促進する観点から、児童発達支援センターが地域における障害児支援の中核的役割を担うことが明確化されるとともに、障害種別にかかわらず障害児を支援できるように、これまで「福祉型」と「医療型」に分かれていた児童発達支援の類型が一元化されました。

【条例改正の内容】

- ①条例で引用している児童福祉法の条項番号を変更します。
- ②港区立児童発達支援センター条例について、児童発達支援の類型が一元化されたことに伴い、規定を整備します。

【施行期日】

令和6年4月1日

【改正する条例一覧】

1	港区立児童発達支援センター条例
2	港区立障害保健福祉センター条例
3	港区立精神障害者支援センター条例